

# 田中 幸子 構成員提出資料

平成29年3月27日

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第5回）

## 自殺総合対策大綱の見直し(改正)に向けての提言

2017年3月27日

一般社団法人 全国自死遺族連絡会  
代表理事 田中幸子

(一社)全国自死遺族連絡会は、2008年1月に発足した、わが国で唯一の自死遺族による自死遺族のための全国ネットワークで、現在(2017・1・31)約3012人の自死遺族個人を会員とする団体です。当会員が運営に関わる自助グループ(自死遺族だけでわかちあいの運営する「本人の会」)は、全国23都道府県・51箇所にとびまわっています。全国自死遺族連絡会では、様々な専門家と連携をして、24時間365日休みなく、自死遺族から受けた相談の具体的解決のための支援に取り組んでいます。「自殺対策基本法」(2006年)では、自殺対策は「社会的な取組として実施されなければならない」とし、「自殺総合対策大綱」(2007年)では「自殺は追い込まれた末の死」と認識されています。しかしながら、自死は「身勝手な死」「弱い人の死」「嫌悪ある死」「穢れた死」「忌まわしい死」など、自死への差別と偏見が存在し、民法や商法・健康保険法・宅建法にも自死への差別的解釈が見られます。また自死遺族の多くを自殺のハイリスク者であるとの概念によって定められた自死遺族への支援対策によって多くの自死遺族は差別や偏見に苦しめられているのが現状です。

大綱が定められてから10年、2007年当時と違い多くの自死遺族が声をあげて活動をしていることを鑑みて頂き、自死の問題に最も近い存在である自死遺族当事者の意見が反映された、自死遺族が求める遺族支援や、予防・防止対策の「自殺総合対策大綱」になることを願っています。全国の自死遺族の声を集約し、ここに提言します。

### 大綱8の「遺された人への支援の充実する」との項目について

自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人等に対するケアを行うとともに、必要な情報提供を推進するなど、支援を充実する。また遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する」という箇所ですが、

◆自殺や自殺未遂の発生直後に遺された・・・の文書の「遺された」という文字は一般的には人が死んだ後のイメージです。それが「未遂」にも同じように使われていることに違和感を感じます。

また「発生直後」に・・・の箇所も、未遂は救急搬送された場合等ケアが可能で

すが、自死の発生直後に遺族のケアを行うことは、不可能です。

従って、「大綱8」は「遺された人への支援を充実する」という文書に沿って、支援内容も遺された人（遺族）への支援の充実とすること。

「大綱7」には自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐと示され、家族等の支援も記載されています。また「大綱3」には教職員に対する普及啓発の実施も記載されています。

従って「大綱8」は遺された人への充実の忠実に記載すること。

### （1）遺族の自助グループ等の運営支援について

「精神保健福祉センターや保健所の保健師による遺族等への相談体制を充実するとともに、地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族への周知を支援する。」とありますが、これまでは「等」への支援がほとんどであり、自助グループの運営の支援は全国的に少なく、自助グループの多くは自前での運営活動をしています。

「等」ではなく、あくまでも主語である遺族の「自助グループ」の運営支援を中心に実施すること。

### （2）学校、職場での事後対応の促進について

「学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の職員向けの資料の普及を図る」とありますが、そもそも学校や職場での対応マニュアルという内容は遺族支援ではないので別項目で取り上げてもらいたい。またここでも既遂と未遂と同じように扱うのは無理がある。

### （3）遺族等のための情報提供の推進等について

「遺族等のための地方公共団体による各種相談窓口の一覧表、民間団体の連絡先等を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を促進するなど、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。いわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空室損害の請求等、遺族等が直面し得る問題について、法的問題も含め検討する」とありますが  
現在において、多くの自助グループは民間の相談機関として認められていません、地域の自助グループを一覧表やパンフレット等への掲載を推進すること。また心理的瑕疵の問題を含む自死遺族等への差別的取扱い問題は、法的問題が多く、検討会議の開催等、議論の場を設け、将来において、法の中にある自死への差別問題の是正のための法制化の実現を望みます。

### （4）遺児への支援

「精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児に関する相談体制を充実するとともに、地域における遺児の自助グループ等の運営、相談機関の遺児

への周知を支援する【再掲】

遺児に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【再掲】については

支援者の支援の充実ではなく、遺児への直接支援として、「給付型育英資金」の増額も含めた普及と、保護者の生活資金安定のための社会福祉資源の充実や、保護者が子どもに対して笑顔で暮らせるための遺族年金の改善等を図ること。遺された保護者の笑顔が最高の遺児のケアです。

\*\*\*\*\*

＊自死遺族の自助グループの説明

自助グループとは、同じ問題を抱える者同士が集まり、体験や願いを語り合うことで、互いに援助し回復を目指す集団およびその活動である。同じ悩みを持つ者同士であるからこそ、互いに理解し合え、何でも正直に打ち明けることが出来たり、また、いろいろな問題に対する具体的な対策や知恵を学ぶ機会も得られる。さらに、集団の持つエネルギーに触発されて、自尊心や自信が回復し、個人が元来持っている自己回復力そのものが高まるという効果も期待できる。

【自助グループの機能および効果】

●共同体意識と相互支援 ●社会から隔絶されたような状況において、共感性の高い環境を提供し、帰属意識を得ることができる ●最終的には、「通常の状態」が得られるという希望 ●困難を感じるような特別の記念日や、特別な出来事への対処の仕方 ●問題解決のための新しい方法を学ぶ機会が得られる ●恐怖や心配について、安心して語ることのできる場

【自助グループとの連携における留意点】

自助グループはその独立性や主体性が維持されないと、本来の機能や効果が発揮されない。運営も参加者も自死遺族のみであるのが自助グループの基本スタイルであり、支援者は、独立性や主体性を脅かすような行動や連携の形態は避けなければならない。特に行政機関や医療機関、支援団体などとの関係においては、その距離が適切にとれるような配慮が必要である。例えば、行政機関が無料でミーティング会場を提供したり、広報の手伝いをしたりすることは構わないが、行政機関主催の事業のような広報をしたり、行政機関の職員がミーティングの主催者のように振る舞ったりすることは避けなければならない。あくまでも主体はグループのメンバーであり、支援者は、メンバーの意向にそって必要な援助をするという姿勢を維持すべきである。もちろん、支援者や関係者も参加できるオープン・ミーティングにおいて、発言を求められた時は、自由に自分の意見や感想を述べることは構わない。

\*\*\*\*\*

(1) 【自殺】を【自死】という文言に統一すること。

自死は「追い込まれた末の死である」とするならば、自らを殺したという意味の「自殺」ではなく、追い込まれて自ら死ぬしかなかったという意味の「自死」という文言に変えて、殺すという文字の持つ悪いことをした罪有る死、殺人者であるかのようなイメージを払拭することが必要であります。

自死への差別的問題や偏見を無くし、自死遺族が普通に家族の「死」を語れる社会になり、自死問題が社会問題として国民に広く受け入れられ、自死予防・自死防止が国民全体に広がり、自死を減らすことになり、人に優しい国作りにつながるはずです。

「自殺」という言葉の持つイメージを考えて、国が「自死」という文言を率先して使うことにより、初めて自死は追い込まれた末の死であり、個人の問題ではなく、社会の問題として大きな声で提言でき、国民にも理解が得られることにつながるはずです。「自殺」という言葉を聞くだけでゾッとするとか、自殺という文字を見ると寒気がする、という今の社会が変わり、多くの国民が普通に自死問題に関心を持つことになり、人に優しい社会になると思います。

言葉を殺伐とした自殺ではなく、自死という言葉に変えることは自死した人たちの命の尊厳を守ることにもなります。



公的機関は「心」の領域以外の自死遺族等を取り巻く偏見と差別の問題の解消に取り組んでいただきたい。自死の多くは「追い込まれた末の死である」としながら、実際は「個人の自由意志で自らを殺した」という意味での、差別と偏見が数多くあり、自死した人を苦しめ追い込み、遺された遺族もまた社会に苦しめられ追い込まれていることに目を向けて対策をたててください。

遺族を傷つけ苦しめる原因はそのままにして、「遺族の心のケア」の支援のみでは、あまりにもお粗末です。この問題を視野に入れたら自死遺族支援と学校や職場、恋人、友人知人等周りの関係者の支援とは内容が違うはず。また自死遺族と未遂者遺族とも支援の内容が違います。

項目を分けての大綱となりますことを望みます。

以上